書の取りまとめについて 康診断調査票兼申込

(保健課)

出してください。 とに注意してもれなく記入し提 診断調査票兼申込書を、次のこ す。2月上旬に配布される健康 について平成19年度も実施しま 保健センターで行う集団健診

知らせします。 きましたら、日程等は個別にお 申込書に基づき健診日が近づ

出してください。 記入し、受診しない方も必ず提 調査票は記入例に従い正確に

ることになるのでご遠慮願います。 受けた方は、重複して健診を受け 結核検診 (胸部レントゲン) 医療機関等で1年以内に健診を

診を行うことになりました。 い65歳以上の方は、毎年結核検 予防法施行規則の一部改正に伴 を対象に行います。また、結核 は、平成19年度も40歳以上の方

40歳から40歳までの方はマンモ グラフィー 2方向を2年に1回 ん検診は、県の指針変更により 行うこととなりました。 平成19年度の集団による乳が

込みは、 号でお知らせします。 りません。詳しくは、 今回 調査票に記載されてお 腹部超音波検査の申し 広報6月

> 現在で作成しました。それ以後 民基本台帳に基づき、1月5日 に転入された方は、保健センタ へ直接お申し込みください。 保健センター お申し込み・お問い合わせ 健康診断調査票兼申込書は住 (84) 1 9 1 0

子宮がん検診について 医療機関で行う乳がん・

(保健課

ります。 関により異なりますが、超音波 か乳房のレントゲン一方向にな 先着順の申し込みとなります。 宮がん検診を希望される方は、 人数制限があるため電話による 乳がん検診は、年齢等医療機 検査方法 医療機関で行う、乳がん・子

細胞診です。 子宮がん検診は、 子宮頚部の

予約期間 各検診とも2、000円

分まで電話予約を受付けます。 保健センター お申し込み・お問い合わせ 午前8時3分から午後5時15 2月19日川から23日金 (84) 1 9 1 0

チャイルドサークルに 保健課)

つい 保健センターでは、育児のこ

ご参加ください。 ドサークルを実施しています。 る仲間作りを目的に、チャイル とや悩み事等を気軽に話し合え お友だちといっしょにお気軽に

3月7日水 H

対象者 場 所 (受付 午前9時4分から) 内 午前10時から11時30分まで 保健センター 乳幼児のいるご家族

ックの空容器1つ 乾燥させてください。 「手作りおもちゃ 注ぎ口以外は解体せず、 持ち物:1リットルの牛乳パ よく

保健センター (281) までお申し込みください。 3月5日
川までに保健センタ お申し込み・お問い合わせ 0

地転用決済金における譲 費用の取扱いについて |地改良区内農地の (産業課)

等がある場合、譲渡費用の取 区に支払われた農地転用決済金 的での譲渡に際して、土地改良 土地改良区内の農地を転用目 が次のとおり変わります。 土地改良区内の農地の転用目

今後は「譲渡費用」に含まれま び協力金等について、これまで に当たらないとされていたが、 は所得税法に定める 譲渡費用

る可能性があります。 地売買に係る所得税が減額され 今回の取扱い変更により、

あり、 る可能性があります。 ても今回の取扱い変更の対象で 所得税減額のための更正請求 既に納税済みの所得税につい 納税額の一部が還付され

れます。 は 更を知ってから2ヶ月以内とさ 更正請求は、今回の取扱い変 税務署に対し行います。

きません。 税については、法令上、 5年を経過している年分の所得 なお、法定申告期限から既に 減額で

(32) 4 1 6 1 古河税務署 お問い合わせ 資産課税部門

受付けます 農用地区域除外申請を (産業課)

です。 用途として利用する場合は農用 地区域からの除外手続きが必要 農用地区域内にある農地を宅 資材置場など、農地以外の

に発生する農地転用決済金およ 的で譲渡 (売買等)をした場合 ますので、産業課まで申請して 2月の受付を次のとおり行い

ください。 えてあります。 受付期間 申請書は産業課に備

2月1日休から28日休まで 受付場所 産業課

提出部数

調整を担当課と行い、許可の諸 や土地利用に関する計画が明確 満たしており、具体的な転用計画 条件を満たしているもの。 であり、かつ緊急性のあるもの。 計画において関係する法令の 除外の基準とする要件を全て 3部 (原本1部、写し2部) 農用地区域の主な除外要件

ること。 土地がなく、代替えが困難であ 農用地区域以外に転用できる

る土地であること。 ら除外することが妥当と思われ る農用地を選定すること。 計画に応じて適当な位置にあ 客観的に見ても農用地区域か

ります。 しもご希望に添えない場合があ 申し出のあった土地は、必ず

れている方は、お早めに産業課 可申請等が必要になりますので 後、更に農地転用申請、開発許 までご照会ください。 農用地区域からの除外を予定さ また農用地区域から除外した

お問い合わせ 産業課 (内線262)